

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	六九四	○保安林の指定をする予定である旨の届出があった件	六九五
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	六九五	○道路の区域を変更する件	六九六
○県営土地改良事業計画を変更した件	六九七	○道路の供用を開始する件	六九六
		○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	六九六
		○建築基準法により道路の位置を指定した件	六九七

告 示

福島県告示第七百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五條第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同條第二項に規定する添付書類を平成二十年十一月十一日から平成二十一年三月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングパーク 相馬市馬場野字雨田百十八番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 有限会社赤門
代表者の氏名 代表取締役 福田 輝夫

住所 相馬市馬場野字雨田五十番地

名称 株式会社ホットマン

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信幸

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

A棟

名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

B棟

名称 株式会社ホットマン

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信幸

- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年七月一日

- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千六百七十二平方メートル

- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 百五十四台

二 位置 別紙図面のとおり

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 六十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

一 位置 別紙図面のとおり

二 面積 三百九十五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一 位置 別紙図面のとおり

二 容量 七十七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

一 開店時刻 A棟 午前十時

二 閉店時刻 B棟 午前十時

A棟 午後九時三十分

B棟 午後七時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 一 数 三か所
 - 二 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - A棟 午前六時から午後十時まで
 - B棟 午前六時から午前九時三十分まで
 - 七 届出年月日
平成二十年十月三十日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百四十六号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十一月十一日から平成二十一年三月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経営部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年十一月十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)南相馬ショッピングセンター 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) ジャスマール南相馬
(変更後) (仮称)南相馬ショッピングセンター
変更した年月日
平成二十年十月二十八日
 - 三 届出年月日
平成二十年十月二十八日
 - 四 届出をした者
株式会社ジャスト
- (商業まちづくり課)

福島県告示第七百四十七号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、三和地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
平成二十年十一月十二日から
同 年十二月一日まで (二十日間)
 - 三 縦覧の場所
いわき市役所
- (農村計画課)

福島県告示第七百四十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
福島市土湯温泉町字上隠台四のイ、五、六のイ、六のロ、七から九まで、二二、二五の一、二六から二八まで、三一の二、三二から四〇まで、五〇から五二まで、五二の二から五二の五まで、五三の二、五三の三、五三の五から五三の一七まで、五五、字大笹一五、二〇の一九、二〇の二五、二〇の二七、二〇の二九から二〇の三二まで、字土橋一、六、一四、一五の一、一五の三、一六の一、一七
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)
(治山対策課)

福島県告示第七百四十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市平四ツ波字笹目田二四三
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第七百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野三三九番三地先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野三三九番三地先まで	一六・〇	二〇・四	四七・〇	四七・〇
		一六・五	一一五・六		

(道路計画課)

福島県告示第七百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道浜崎高野会津若松線	河沼郡湯川村大字湊字仲田三五番一地从先から 同 郡同 村大字湊字仲田二四番二地先まで	A 八・〇	A 八・〇	一三四・五	一三四・五
		B 七・〇	B 八・五		

(道路計画課)

福島県告示第七百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

(道路計画課)

公 告

公告第五百七十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人いわきラビット体操クラブ
- 三 代表者の氏名
若松 功
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市平下大越字中の町七十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の住民で体操をしたいと思っている人々を対象に、体操の特性を活かした運動を通して、体操の楽しさ・技の出来る達成感の喜びを味わせつつ、心身の健康の保持増進と競技力の向上に関する事業を行い、地域における体操の普及・発展と学校・家庭・地域住民との連携を深めて、地域社会全体の活性化を図るとともに、地域における体操の生涯スポーツ化促進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第五百八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置として、次のとおり指定した。

平成二十年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

指定年月日	指定番号	道路築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長(メートル)	道路の幅員(メートル)
平成二〇年六月二六日	福島県指令北建第四六五八―四号	有限会社タカハシ企画 福島市瀬上町九番地の一	伊達市保原町字宮下二〇五番四	一四・〇〇	五・五〇
平成二〇年七月七日	福島県指令北建第三八三五―四号	グッド株式会社 二本松市油井字硫黄田五番〇番	二本松市油井字中北一四四番五及び二〇番	三四・八〇	四・〇〇

平成二〇年七月二日	福島県指令北建第三二四〇―三号	株式会社大樹 不動産販売 二本松市本町一丁目七一番地	二本松市木ノ崎四〇八番五、四二四番三、四二五番二、四二六番二、四二七番三、四四五番二、四四五番四及び五四七番の一部	七七・六九	六・〇〇
平成二〇年八月七日	福島県指令北建第四七六四―四号	ロイヤルハウス福島株式会社 福島市飯坂町平野字三角田九―七	伊達郡川俣町字寺久保七九番九	二八・〇〇	五・〇〇
平成二〇年九月一日	福島県指令北建第五〇六五―四号	株式会社ベルウット 福島市森合字川前一五番地一	二本松市表一丁目四六七番九	二五・〇五	四・〇二
平成二〇年九月八日	福島県指令北建第四八三九―四号	大森糸子 安達郡大玉村玉井字北東町一三二番地	安達郡大玉村玉井字北東町五四番四、五四番六及び五九番四	五三・四三	四・〇〇
平成二〇年九月五日	福島県指令北建第五〇七〇―四号	株式会社酒井東栄コーポレーション 伊達市保原町大泉字前原内一六〇番地	伊達市保原町字竹内町一六番八、一六番九及び一七番二	二七・九二	五・五〇
平成二〇年	福島県指令	秋山光音	伊達市保原町	二五・二六	四・九八

平成二〇 年七月一 〇日	平成二〇 年七月七 日	平成二〇 年六月三 〇日		平成二〇 年七月三 〇日	平成一九 年四月二 三日	年九月二 五日
福島県指令 南建第三三 〇号	福島県指令 南建第三二 九号	福島県指令 南建第一六 四八号		福島県指令 中建第二四 六〇号	福島県指令 中建第七〇 六三三三 号	北建第五〇 八五―四号
国分木材工業 株式会社 本宮市白岩字 大岩入六番地	有限会社第一 不動産 白河市新白河 一丁目三七番 地	君島三井 西白河郡矢吹 町一本木一九 三		大和田朋勝 石川郡平田村 大字上蓬田字 古寺六八番地	株式会社マッ プ 白河市新白河 二丁目一―二 番地	伊達市保原町 字八丁目二五 番地
西白河郡中島 村大字滑津字 大池向南八番 二四	西白河郡矢吹 町八幡町八三 一番一九	西白河郡矢吹 町一本木一九 三番四	石川郡平田村 大字上蓬田字 古寺一五番二、 一五番三、一 六番四、一六 番五及び一六 番六並びに字 平館八三番四、 八三番六、八 三七及び八三 番九	石川郡浅川町 大字浅川字背 戸谷地一四四 番地一、一四 四番一先及び 一四四番二	八	字半道五四番 八
六四・四四	三四・五六	六四・八五		八九・七九	七二・二二	
六・〇〇	六・〇〇	六・〇一 六・〇三		四・〇〇 五・〇二	四・〇〇 六・〇〇	

(建築指導課)